

特許権	判決年月日	令和 2 年 7 月 2 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	平成30年(行ケ)第10159, 10153号		
○ 発明がサポート要件を充足しない旨の審決の判断が誤りであると判断した事例				
○ 発明が進歩性を欠如しない旨の審決の判断に誤りがないと判断した事例				

(事件類型) 審決(無効)取消

(結論) 審決取消

(関連条文) 特許法36条6項1号, 29条2項

(関連する権利番号等) 特許4162491号

(審決) 無効2016-800130号

判 決 要 旨

- 1 本件は、「ボロン酸化合物製剤」の発明についての特許無効審判の審決に対する取消訴訟である。審決は、発明に進歩性欠如の無効理由はないが、サポート要件非充足の無効理由がある旨判断した。
- 2 本判決は、サポート要件について以下のとおり判示して、発明がサポート要件を充足しない旨の審決の判断は誤りであるとした。

(1) サポート要件充足性の判断手法について

特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

そして、サポート要件を充足するには、明細書に接した当業者が、特許請求された発明が明細書に記載されていると合理的に認識できれば足り、また、課題の解決についても、当業者において、技術常識も踏まえて課題が解決できるであろうとの合理的な期待が得られる程度の記載があれば足りるのであって、厳密な科学的な証明に達する程度の記載までは不要であると解される。なぜなら、サポート要件は、発明の公開の代償として特許権を与えるという特許制度の本質に由来するものであるから、明細書に接した当業者が当該発明の追試や分析をすることによって更なる技術の発展に資することができれば、サポート要件を課したことの目的は一応達せられるからであり、また、明細書が、先願主義の下での時間的制約もある中で作成されるものであることも考慮すれば、その記載内容が、科学論文において要求されるほどの厳密さをもって論証されることまで要求するのは相当ではないからである。

(2) 本件発明の課題について

本件明細書の記載によれば、本件発明が解決しようとする課題は、製剤化したときに安定な医薬となり得て、また、水性媒体への溶解でボロン酸化合物を容易に遊離する組成物となり得る本件化合物（凍結乾燥粉末の形態のボルテゾミブマンニトールエステル）を提供することである。そして、この課題が解決されたといえるためには、凍結乾燥粉末の状態のボルテゾミブマンニトールエステルが相当量生成したこと、並びに当該ボルテゾミブマンニトールエステルが保存安定性、溶解容易性及び加水分解容易性を有することが必要であると解されるから、これらの点が、上記(1)のような意味において本件明細書に記載又は示唆されているといえるかについて検討することとする。なお、ここでいう「相当量」とは、医薬として上記課題の解決手段になり得る程度の量、という意味である。

(3) サポート要件充足性の検討結果

当業者は、本件出願時点の技術常識に照らして、本件明細書中の実施例についての記載等から、本件発明が、上記(1)のような意味において上記課題を解決できるものであると理解し得るといえる。

- 3 本判決は、進歩性については、発明が進歩性を欠くとはいえない旨の審決の判断を支持した。

以 上